

こども家庭庁が実施する「秋のこどもまんなか月間」(11月)との連携を依頼するものです。  
こども・子育てにやさしい社会の実現へのご協力をお願いいたします。

事務連絡  
令和6年9月18日

各府省庁御担当者 各位

こども家庭庁長官官房総務課  
こども家庭庁成育局総務課  
こども家庭庁支援局総務課

令和6年度「秋のこどもまんなか月間」における取組の推進について(協力依頼)

平素より、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革の取組にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」において、「こども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要がある」とされ、また同日閣議決定された「こども大綱」でも示されたとおり、こども・子育てにやさしい社会づくりのためには、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運を醸成する必要があります。

その気運醸成の取組の一つとして、本年11月を「秋のこどもまんなか月間」とし(※1)、「こどもまんなか応援サポーター」(※2)の取組をはじめ、企業、個人、地方自治体、政府などによる、こども・子育てにやさしい社会づくりのための取組をさらに広げていきたいと考えております。

については、各府省庁における取組を「秋のこどもまんなか月間」やその前後に向けて進めるなどの検討をいただけますよう、御協力をお願い申し上げます。

また、「秋のこどもまんなか月間」の周知のため、別紙2のとおり広報用ロゴ等を作成しましたので、積極的にご活用ください。

※1 こどもまんなか月間は、令和6年度においては春(5月)と秋(11月)の年2回の実施を予定しており、こども家庭庁で実施している各種キャンペーン、表彰等の取組については、それぞれ当該月間中の取組の一つとして位置付け、実施することとしています。具体例については別紙1をご参照ください。

※2 「こどもまんなか応援サポーター」については、次のURLをご覧ください。

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/ouen-supporters/>)

(担当)

こども家庭庁支援局総務課

TEL:03-6862-0366

Mail:shien.kikakuchousei@cfa.go.jp

(別紙1)

○春のこどもまんなか月間 (5月)

取組	実施方法	担当課
こどもまんなか 児童福祉週間	名称を「児童福祉週間」から変更の上、取組自体は従来と同様に実施	成育局参事官 (事業調整担当)
こいのぼり掲揚式	春のこどもまんなか月間及び「こどもまんなか 児童福祉週間」に先駆けて実施	成育局参事官 (事業調整担当)
児童福祉文化賞表彰式	春のこどもまんなか月間の取組として引き続き実施	成育局参事官 (事業調整担当)

○秋のこどもまんなか月間 (11月)

取組	実施方法	担当課
健やか親子21全国大会 (母子保健家族計画全国大会)	秋のこどもまんなか月間の取組の一つとして引き続き実施 ※令和6年度は、11月21日(木)～22日(金) 鹿児島県鹿児島市にて開催	成育局母子保健課
オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	秋のこどもまんなか月間の中で、「児童虐待防止推進月間」としてこれまで行ってきた従来の取組を実施	支援局虐待防止対策課
未来をつくる こどもまんなかアワード	「子供と家族・若者応援団表彰」、「未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー」それぞれの表彰を統合して実施	支援局虐待防止対策課
子供・若者育成支援推進強調月間	従来の取組を、秋のこどもまんなか月間における取組の一つとして実施	支援局虐待防止対策課
家族の日・家族の週間	秋のこどもまんなか月間の取組の一つとして引き続き実施	長官官房少子化対策室
「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム	佐倉市ほかで開催予定	長官官房総務課こどもまんなかアクション推進室

(別紙2) 広報用キービジュアル、ロゴ

○ キービジュアル



○ ロゴ

秋の子どもまんなか月間

※ ロゴは、横の他に三行組と縦組みもあります。データの提供も可能ですので、データをご活用の際は以下までお問い合わせください。

(問い合わせ先)

子ども家庭庁長官官房総務課子どもまんなかアクション推進室

Email:kodomokatei-action@cfa.go.jp